

各市町村長
各一部事務組合管理者
各広域連合長

} 殿

地方公務員災害補償基金
茨城県支部長 大井川 和彦
(公 印 省 略)

令和2年度公務災害補償に係る概算負担金の納付等について

地方公務員災害補償基金茨城県支部の業務運営につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、地方公務員災害補償法施行規則第42条の規定により概算負担金の納付が定められておりますので、下記のとおり手続きいただけますようよろしくお願いいたします。

記

1 概算負担金の算定について

- (1) 概算負担金の職員数、給与費総額（給料+職員手当-児童手当）、退職手当及び給与の総額は、「平成30年度確定負担金報告書」（令和元年9月2日期限で提出したもの）から転記し算出してください。
- (2) 令和2年度概算負担金の「負担金割合」については、令和2年2月26日付け地基茨第170号通知のとおり変更があります。また、「理事長が定める率」については、令和元年11月20日付け地基茨第98号通知のとおりです。算定にあたっては、当該通知等を御確認のうえ、誤りのないよう算定してください。

なお、負担金割合及び理事長が定める率は職種区分毎に異なるため注意してください。

【令和2年度概算負担金算定における負担金割合及び理事長が定める率（メリット制適用団体以外）】

(区 分)	(負担金割合)	(理事長が定める率)
義務教育学校職員	× 1.00 /1000	× 1.001
義務教育学校職員以外の教育職員	× 1.07 /1000	× 0.997
警察職員	× 3.39 /1000	× 1.008
消防職員	× 2.45 /1000	× 1.009
電気・ガス・水道事業職員	× 1.65 /1000	× 0.996
運輸事業職員	× 1.95 /1000	× 1.002
清掃事業職員	× 4.18 /1000	× 0.976
船員	× 4.12 /1000	× 1.023
その他の職員	× 1.08 /1000	× 1.019

30
年
度
給
与
の
総
額

(3) 財政再建の観点から独自に給与の減額を予定している場合や、事業の拡大・縮小により職員数が大幅に増減する場合等、負担金が大幅に実態と乖離してしまう団体については、別途協議いたしますので、3月25日(水)まで当支部あてお申し出てください。

(4) 令和元年度途中で新設・編入合併等をした団体においては、概算負担金の算定基礎となる給与の総額を、令和2年度予算に計上された給与の総額としてください。

なお、当初予算が暫定の場合は、暫定予算に計上された給与の総額を算定基礎として概算負担金を算定・納付し、本予算成立後に、本予算に計上された給与の総額を基礎として概算負担金を再算定し、当初に算定した概算負担金額との差額を納付してください。

また、「理事長が定める率」は、「1.000」として算定してください（「概算負担金の算定について（平成15年11月25日付地基経第64号理事長通知」参照）。

(5) 令和2年度中に合併等を予定している団体にあつては、合併日が概算負担金報告提出期限以降の場合は、概算負担金は前記(1)により算定してください。なお、年度途中で他の団体の編入を受け入れた団体において、当初予算の後に補正が行われたときは、補正後の予算の給与の総額を算定基礎として概算負担金を再算定し、当初に算定した概算負担金額との差額を納付してください。

また、消滅した地方公共団体にあつては、消滅の日から6月以内に当該年度の確定負担金を算定し、精算してください。

(6) 概算負担金報告書中「過年度からの充当額B」欄については、平成30年度確定負担金報告において過納額を次年度への充当とした額を記入してください。

※「平成30年度確定負担金チェックリスト」の充当額欄の額を記載してください。

2 報告書の提出について

(1) 提出期限

令和2年4月10日(金) 必着

(2) 提出書類

ア 令和2年度概算負担金（〔普通〕負担金）報告書（様式第6号） 1部

※別添「記載上の注意」を参照し、誤りのないよう作成してください。

イ 計算書…任意様式。Excel等の表計算ソフトにて作成してください。

ウ 給与総額等が確認できる資料（予算書等）

※イと突合するため、該当箇所をマーキングし付箋を付ける等してください。

※平成30年度の給与総額で算定する場合は、イ及びウの提出は不要です。

(3) 提出先

地方公務員災害補償基金茨城県支部（茨城県総務部総務事務センター内）

〒310-0852 水戸市笠原町978-25（茨城県開発公社ビル7階）

3 概算負担金の納付について

(1) 納付期限

令和2年5月1日(金) ※期日厳守

(2) 納付方法

別添振込用紙により、支部指定金融機関（常陽銀行県庁支店）あて納付いただくか、次の口座あて送金してください。その際、振込手数料はご負担ください。

振込先 常陽銀行 (0130) 県庁支店 (033) 普通口座 0431192

地方公務員災害補償基金茨城県支部 (チホウコムインサカ 体ヨウキンイハ ラキケンブ)

4 その他

- (1) 概算負担金については地方公務員災害補償法施行規則第42条の規定により納付いただいておりますが、早期納付にご協力願います。
- (2) 概算負担金額の算定誤り等により過誤納額が生じた場合は、還付に係る振込手数料は当該団体の負担となるため、過誤納金のないよう御注意ください。
- (3) 概算負担金報告書(様式第6号)(メリット制適用団体以外)の電子データ(Excel)を茨城県総務部総務事務センターホームページに掲載しますので、ダウンロードしてお使いいただけますようお願いいたします。

掲載URL <https://www.pref.ibaraki.jp/somu/soumujimu/koumu/koumu-kenko.html>

※メリット制適用団体については、負担金割合が異なりますので、別途電子メールで送付します。

【本件問い合わせ先・報告書提出先】

地方公務員災害補償基金茨城県支部 負担金担当 尾又, 横須賀
(茨城県総務部総務事務センター内 総務管理G)
〒310-0852 水戸市笠原町 978-25 (茨城県開発公社ビル7階)
TEL 029(301)4890 / FAX 029(301)2339
E-mail:soumujimu@pref.ibaraki.lg.jp